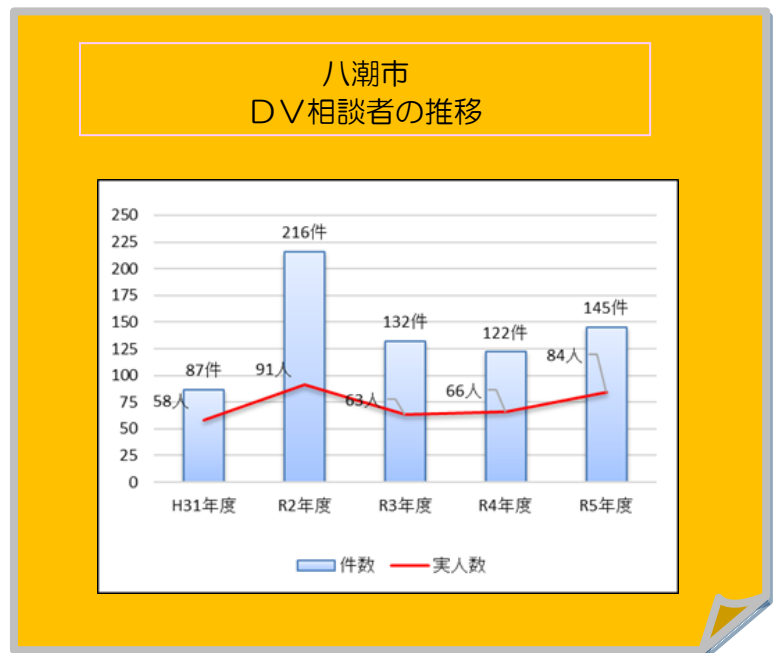




「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

11月12日(火)～11月25日(月)は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！



DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

◆配偶者からの身体に対する暴力、又は心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

- ・配偶者には、婚姻の届出が無い場合も含みます。
- ・暴力には、殴る蹴る等の身体的暴力の他に、言葉による暴力や脅しなど精神的暴力も含みます。また、配偶者間であっても、性行為の強要は暴力にあたります。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

DVに関する相談は、下記をご案内ください。

『八潮市DV相談支援室』

☎相談員対応 048 - 996-3955

月・金曜日 10：00～16：00

予約：子ども家庭支援課 048-933-9437

『八潮市女性相談』

☎予約専用 内線 246

火～木曜日 10：15～15：45

八潮駅前出張所内相談室

1人1時間（予約制）

予約：子ども家庭支援課 048-933-9437